

スマートハウス減税について

R7.4.1 以降

1 目的

再生可能エネルギーの地産地消と暮らしの脱炭素化を促進するため、スマートハウスに係る家屋の固定資産税等を減税する。

2 対象

次に記載する（１）もしくは（２）及び（３）の要件を満たす住宅が対象です。

- （１）令和４年４月１日以降に完成した個人所有の専用住宅、又は居住用部分が 1/2 以上の併用住宅で、（３）の設備を全て兼ね備え、Z E H 基準※を満たした住宅であること。※国 ZEH 補助金の交付決定及び額の確定を受けている又は住宅版 B E L S 評価書において同等の評価を受けているもの（通称「**スマート・ゼロハウス**」）
- （２）令和４年３月３１日以前に完成した個人所有の専用住宅、又は居住用部分が 1/2 以上の併用住宅で、（３）の設備を全て兼ね備えた住宅であること。（通称「**スマートハウス**」）
- （３）豊田市エコファミリー支援補助の対象となりうる次の３つの設備が完備されていること。
 - ①住宅用太陽光発電システム
 - ②家庭用エネルギー管理システム（H E M S）
 - ③家庭用リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車等充給電設備（V 2 H）

3 減免内容 * 上限、床面積 120 m²相当分まで

- （１）対象税目 家屋の固定資産税、都市計画税
- （２）減免期間 設備完備後の課税初年度から３か年（賦課期日 1 月 1 日）
- （３）減免割合 【「スマート・ゼロハウス」で、建築年と対象設備を完備した年が同年の場合】
固定資産税 1/1、都市計画税 1/1
【「スマート・ゼロハウス」で、建築年と対象設備を完備した年が異なる場合】
固定資産税 1/2、都市計画税 1/2
【「スマートハウス」の場合】
固定資産税 1/2、都市計画税 1/2

「備考」

- ・新築及びその他改修工事の固定資産税軽減措置が適用される場合は、軽減措置と併用して減免を適用します。
- ・専用住宅又は居住部分には、戸数要件（玄関、キッチン、トイレ）が必要となります。

4 手続き

対象設備すべてを設置完了した日が属する年の**翌年 1 月 3 1 日**までに必要書類を提出すること。

* 必要書類は次頁参照

5 問合せ先

豊田市資産税課 家屋担当（豊田市役所南庁舎 3 F） 電 話 3 4 - 6 9 8 3
メール sisanzei@city.toyota.aichi.jp
* 対象設備に関する問合せは 環境政策課補助金窓口（環境センター 1F） 電話 4 1 - 7 3 9 1

Z E H（ゼッチ）とは

「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

BELS（ベルス・建築物省エネルギー性能表示制度）認定とは

建築物の省エネ性能（燃費）について、評価・認定する制度のことを言い、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会によって運用されています。既存の建物でも評価可。

